

技術評価項目		技術評価項目の詳細項目 ([] は評価単位を示す)	評価対象	配点	比率 (配点/1000)	評価手法
提案全体像		〔目的に対する方針〕 〔要求水準〕	提案書	30	3%	①
仕様書要件	サービスを提供するシステムの環境における要件	〔設置場所／データセンター〕	提案書	80	8%	①
	提供するサービス及びシステムにおける要件	〔サービス／システム〕				
	サービスを利用するためのセキュリティ対策要件	〔通信〕〔ネットワーク〕〔ウィルス対策ソフト〕〔脆弱性〕				
	監視要件	〔基本要件〕〔監視ログ情報の管理〕〔アプリケーション操作ログ情報の管理〕〔障害等発生時の通知〕				
	システムにおける機能要件	〔運用管理機能〕	提案書	10	1%	①
		〔業務機能要件〕	業務機能要件書	200	20%	②
		〔追加機能提案〕	提案書	30	3%	③
	クライアント及びその他機器等における要件	〔クライアント〕 〔通信接続環境〕 〔プリンタ〕	提案書	15	2%	①
	移行における要件	〔移行対象データ〕〔データ移行に関する要求事項〕〔検証用ファイル〕〔データ補完〕	提案書	20	2%	①
	運用要件	〔サービス利用における開始終了時間〕 〔バックアップ運用〕 〔検証環境等の準備〕	提案書	30	3%	①
	リビジョンアップ対応	〔基本要件〕〔事前通知〕	提案書	20	2%	①
	ユーザインターフェース要件	〔ユーザインターフェース要件〕				
	問い合わせ対応	〔システム操作〕〔障害〕				
	契約後におけるサービス製品の大幅な更改（バージョンアップ）	〔導入当初の機能要件の担保〕	提案書	30	3%	①
委託者のデータ資産の取扱い	〔各種データ資産へのアクセス〕 〔データ引渡し〕〔データの廃棄〕	提案書	75	8%	①	
初期導入作業における要件	〔導入作業〕 〔初期設定・マスタ設定〕 〔操作研修における要件〕 〔対象作業範囲と役割分担〕 〔スケジュール〕					
導入実績	〔導入するシステムについて、人口20万人以上の地方公共団体への導入実績・予定〕	提案書	30	3%	①	

実施体制	〔本委託の実施体制、プロジェクトリーダー及び主要メンバーの業務実績、プロジェクトマネジメント方針等〕	提案書	10	1%	①
課題と対応策	〔本委託を実施する上で認識している課題とその対応策等〕	提案書	20	2%	①
小計			600	60%	
サービス利用料等	サービス利用料等（パッケージ利用料及び保守料含む。）（60か月の合計）	見積書	240	24%	④
合計			840	84%	

<評価手法①>

- ・提案書を対象に、技術評価項目の詳細項目の評価単位毎に次の4段階で評価点を出す。
5（優れている）、4（やや優れている）、3（仕様を満たしている）、1（満たしていない）
- ・評価点は、提案書の内容にプレゼンテーションの内容を加味した上で出すものとする。
- ・技術評価項目の技術評価点は、次の計算式により算定する。
技術評価点＝配点×（評価点の合計値）÷（5×評価単位数）
- ・技術評価項目の詳細項目の評価単位で1つでも半数を超える委員が1（満たしていない）の評価を行った場合は、失格とする。

<評価手法②>

- ・業務機能要件書をもとに、次の計算式により算定する。
技術評価点＝0×（区分が※で対応可否が○の項目数）÷（区分が※の総項目数）
+200×（区分が□で対応可否が○の項目数）÷（区分が□の総項目数）
-10×（区分が◎で対応可否が△の項目数）

〔区分の種類〕

- ◎：必須（標準対応が原則。改修で対応する場合は、マイナス評価となる）
- ※：必須（改修も可）
- ：要望（標準対応のみ）

〔対応可否の種類〕

- ：標準で対応
- △：改修で対応可
- ×：対応不可

- ・区分が◎の項目で対応可否が×の場合は、失格とする。
- ・区分が※の項目で対応可否が×の場合は、失格とする。
- ・区分が□の項目で対応可否が△の場合は×とみなす。

<評価手法③>

- ・提案された機能毎に次の3段階で評価点を出す。
15（大いに有益）、9（有益）、0（有益でない）
- ・技術評価点は、提案された機能の評価点の合計値とする。

<評価手法④>

- ・見積書に記述されたサービス利用料等をもとに、次の計算式により算定する。

$$\text{技術評価点} = 240 \times \left(1 - \frac{\text{利用料} - \text{基礎価格}}{\text{基準価格} - \text{基礎価格}} \right)$$

ただし、サービス利用料等が基礎価格を下回る場合、技術評価点は240点とする。

- ・基準価格は入札説明書に記述している。
- ・基礎価格は、当業務委託に係る最低限必要なサービス利用料等であり、別に定める。